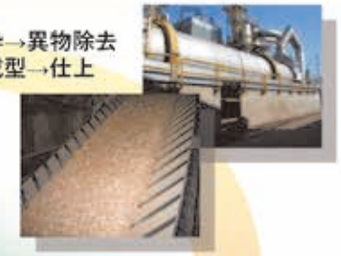
廃木材よ…よみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材



破砕→異物除去
→成型→仕上

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E·V·Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667

「とうきょうさんぱい」　通巻第四三三号　令和八年十月一日　発行人　鈴木宏和　発行　一般社団法人東京都産業資源循環協会

とうきょう さんぱい

第43巻第7号　通巻第433号
433
令和8年10月1日発行

副会長退任にあたって

（一社）東京都産業資源循環協会　相談役　赤石賢治

- **建設汚泥・再生砕石分科会**　施設見学会［大成ロテック 東京青海合材工場］
- **破砕・圧縮分科会**　オンラインセミナー［JX金属グループのLiBリサイクル］
- **収集運搬委員会**　施設見学会［山梨県庁「やまなし県有林Jークレジット」など］



一般社団法人 **東京都産業資源循環協会**



有明興業株式会社
AKEBONO KOUGYO CO.,LTD.

東京都 産廃エキスパート

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者

本社・全工場 ISO14001 認証取得
本社・若洲工場・リサイクルポート ISO27001 認証取得

●若洲工場：東京都江東区若洲2-8-25
●リサイクルポート：東京都江東区若洲2-8-17
●京浜島工場：東京都大田区京浜島3-3-14
●市原工場：千葉県市原市玉前西2-9-1
●八丈島工場：東京都八丈島八丈町大賀郷8316-1

本社：〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL：03-3522-1911 FAX/03-3522-1919 https://www.aknet.co.jp/



ECO FIRST

2024 健康経営優良法人 Health and productivity

中間処理業 2023年度
収集運搬業（積替え保管含む）
産廃エキスパート
認定番号 5-23-C0081
認定番号 5-23-B0063

高俊興業株式会社 産業廃棄物処理業(収集運搬・中間処理)

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL. 03-3389-8111㈹ FAX. 03-3228-0842
市川エコ・プラント
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325番地62 TEL. 047-395-1878 FAX. 047-399-5362
東京臨海エコ・プラント
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL. 03-5755-8011 FAX. 03-5755-8010
高俊中央技術研究所
〒143-0002 東京都大田区城南島四丁目4番4号 TEL. 03-5755-2330 FAX. 03-5755-2332

株式会社
京葉興業
URL https://www.keiyokogyo.co.jp

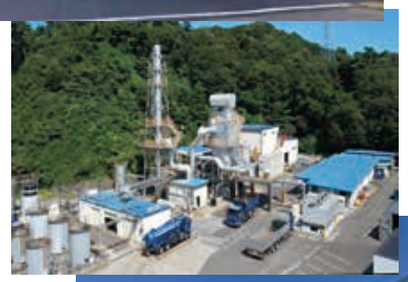
快適な環境づくりと 自然との共生をめざして





















JQA-EM7860 / ISO14001
認証範囲はHPでご確認下さい。

＜ 京葉興業グループ ＞

実績と信頼のもと
多様なニーズにお応えします

株式会社 京葉興業	〒133-0061	東京都江戸川区篠崎町1丁目2番6号	Tel03-3678-0111 Fax03-3670-9140
三和清運 株式会社	〒133-0061	東京都江戸川区篠崎町3丁目2番6号	Tel03-3679-8555 Fax03-3679-3855
株式会社 ビー・アール・クリエイト	〒289-0511	千葉県旭市鏑木3484番地1	Tel0479-68-4808 Fax0479-68-4809

都市更新を下支えする企業を目指して。



地球を守る
確かな技術

城南島第二工場
■産業廃棄物処理施設
破砕処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
■汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU 成友興業株式会社

城南島第二工場

城南島第二事業所　東京都大田区城南島 3-2-11　TEL：03-3799-8111　FAX：03-3799-7788

CONTENTS

副会長退任にあたって
（一社）東京都産業資源循環協会　相談役　赤 石 賢 治 …… 2

建設汚泥・再生砕石分科会
施設見学会　～大成ロテック株式会社 東京青海合材工場～ …… 3

破砕・圧縮分科会
オンラインセミナー
「ＪＸ金属グループの LiB リサイクルへの取り組み」 …… 6

収集運搬委員会
施設見学会　～山梨県庁 「やまなし県有林Ｊ - クレジット」の先進的な取組など～
「カーボンクレジットを学んで感じた、これからの廃棄物業界」 …… 8

安全衛生推進委員会よりお知らせ　「第３回安全衛生推進大会」 …… 5
行政だより［東京都環境局］
令和8年度から東京都第一種フロン類充塡回収業者技術力認定制度が始まりました！ …… 10
リチウムイオン電池火災対策を都が支援します …… 12
環境省　「リチウムイオン電池等に関する特設サイト」開設 …… 13
公正取引委員会　「下請法」は「取適法」へ（取適法特設サイト開設） …… 14
新入会員紹介 …… 15
［正会員］ツネイシカムテックス陸運㈱　［賛助会員］㈱レックスホールディングス
女性部だより　全国女性部協議会　第1回意見交換会 …… 16
理事会・委員会報告　医療廃棄物委員会 …… 19
広告主募集 …… 19
よろず相談［労務］　同一労働同一賃金ガイドライン等の改正について …… 20
Tea Break　母との旅行 …… 26
協会の主な今後の日程 …… 27
事務局だより・編集後記 …… 28
表紙の言葉 …… 18
身近なヒヤリ・ハット事例 Part 206 …… 29
安全衛生推進委員会よりお知らせ　「第２回 SAFETY IDEA ♥ 東産協」 …… 30

退 任 の ご 挨 拶



副会長退任にあたって

一般社団法人 東京都産業資源循環協会
相談役　　赤　石　賢　治

令和８年５月第 14 回定時総会をもって副会長を退任致しました。監事・理事として 11 期 22 年の長きに渡り務めさせて頂くことができましたのも協会の事務局と歴代の役員皆様のご厚情とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

平成 16 年吉本会長の下で監事から、平成 22 年より高橋会長の下、副会長として協会事業に携われたのも両会長にご指導頂いた事もあり、続けられる事が出来たと思います。特に副会長として高橋会長をお支えし、共に協会事業に携わる事が出来た事、とても素晴らしく楽しい日々でありました。

平成 23 年より多摩支部会の支部長として、施設見学会等の会員交流を主に行ってまいりましたが、支部の中にコミュニケーション・研修・法制度の３つの委員会を設け、東京都多摩環境事務所・八王子市と連携し、多摩地域の適正処理、情報交換、会員相互の交流と支部活動も活発になり、会員の皆様にも支持され発展して参りました。

時代も廃棄物処理から資源循環と変わりつつある中、協会の名称も東京都産業資源循環協会となりました。プラ新法・高度化法・廃掃法の改正など法令の施行が行われ、カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーの取組がいよいよ始まって来ました。

この業界は長らく静脈産業と言われてきました。しかし、漸く本当の意味での静脈産業としての役割を担う時代となりました。本格的な産業界との連携が計られ、リサイクル資源を供給して、循環経済が始まります。循環経済への移行は、静脈産業だけではなく全産業におけるカーボンニュートラル実現への重要な取組となりました。協会におかれましても官民一体の持続的な発展のため、行政と会員皆様をつなぐパイプ役として今後も益々ご興隆していかれることを願っております。

末筆ではございますが、在任中の皆様のご厚情とご支援に改めて御礼申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

建設汚泥・再生砕石分科会

施設見学会
～ 大成ロテック株式会社 東京青海合材工場 ～

建設廃棄物委員会 建設汚泥・再生砕石分科会（隅田貴広 座長）は令和８年６月 18 日㈭に江東区海の森にある大成ロテック株式会社・東京青海合材工場の廃棄物選別ロボット（R-PLUS）見学会を開催しました。見学会には分科会メンバーとその社員、東京都産業資源循環協会事務局を含む計 10 名が参加しました。

最初に施設を見学し、その後会議室で、まず R-PLUS を開発した装置メーカーの株式会社ＦＵＪＩからの説明、次いで処理施設である大成ロテック株式会社東京青海合材工場担当者から施設全般や利用者としての立場からの説明、質疑応答が行われました。

（事務局長　増田 武）

○株式会社ＦＵＪＩからの説明

R-PLUS はスタートアップ企業と開発した AI システムを組み込んだ製品で、開発の経緯としては、振動、音などが発生する過酷な作業環境下で人間が手選別する作業であり、ロボットで過酷な手作業の負荷軽減を目的として開発したとのことでした。この装置により、処理ラインのベルトコンベアから流れてくる廃棄物の中にある異物の位置、角度、高さを２つのカメラにより測定し、ロボットアームに付けた爪（チャック）で掴んで排出コンベアへ排出します。この二次破砕後のリターンの最終作業工程に設置（「ラインイメージ図」）している理由は、最初の段階に設置すると廃棄物（がれき類）と装置の干渉による破損のリスクがあり難しいとのことでした。金属やワイヤー類は引っかかる、詰まる、破砕する機材の摩耗が早くなること、木材は細かくなると除去しづらいことなどの理由から、AI システムでは金属、ワイヤー類、木材系、シート・プラスチック類の４種類を優先して選別しています。

当初は人間の手選別の異物除去率には全然及びませんでしたが、人間の作業者の除去判断を参考にしたアルゴリズム改良、カメラの画像の撮り方（照明下で濡れた場合や乾いた場合などの違い）の改良などにより異物除去率を徐々に改善しているとのことでした。ロボットアームの爪が１つのみのため同時に２つ３つ流れた場合には全てを除去できないことや、異物が下に潜っていた場合などは除去できないことなど、全ての作業が人間に置き換わるとまでは考えていませんが、機械による自動作業のメリットを生かし、これまで工場で実施していなかった夜間も装置で異物を除去しているとのことでした。今後も、画像データの蓄積による除去アルゴリズムの改善、爪の形状検討、システムの安定稼働に向け改良を続けるとしていました。

○大成ロテック株式会社からの説明

東京青海合材工場の施設全体や施設

の位置づけの説明全般の後、人間の手選別による異物除去はリサイクル製品の高付加価値化と品質担保、機械設備の破損・故障の防止、最終処分量の削減等のために重要な作業であるが、粉塵や破砕音がある 3K 環境下での労働力不足、労働者の高齢化と若手不足、処理量が増加している状況の中で、労働環境の改善や安全作業（接触・巻き込まれ事故や有害物質へのばく露可能性等）のリスクを課題としており、その解決のために R-PLUS の開発に協力したとの説明がありました。

また、人間による手作業を完全になくすことはできないが、省人化や安全確保に寄与しているとの説明がありました。

〇質疑応答

コンベア角度（16 度）や速さへの対応（設置場所の条件に対応し角度や速さの設定を調整）、消耗品やメンテナンス（爪、エアフィルターは交換、粉塵への対応から装置への油分の補充は必要）、装置の箱やロボットアームを囲っているケースの必要性（人の接近や立入への安全面で必要）、装置導入前後での変更点（現状、製品の品質管理面で明確な数字が出ているわけでなく、コンクリートがらが劇的に減少してはいないが、手選別規模の減少、労働時間の短縮につながっている）、装置導入時の許可変更手続き（区では軽微変更で認められた）、どのくらいの画像データを学習させればよいか（条件によるが 70 － 80 点あれば簡易目安となる検出率を提示可能）、導入費用（代理店を通して決定）などについての質疑応答がありました。

〇さいごに

お忙しいところ施設見学や説明に対応いただいた、株式会社ＦＵＪＩの河口様、近藤様、大成ロテック株式会社東京青海合材工場・機械担当の今林様へ感謝申し上げます。

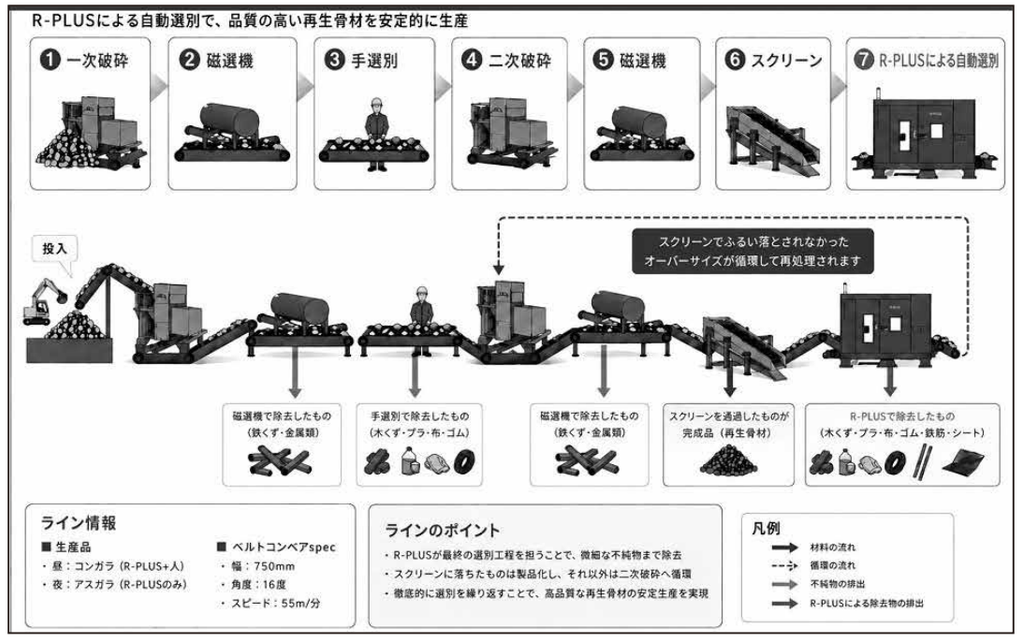


株式会社ＦＵＪＩの担当者から R-PLUS の説明を受けているところ



コンベア上部のロボットアームが異物を除去するため降り始めているところ

下記「ラインイメージ図」❼の最終工程に R-PLUS が設置され、下枠内のとおり木くず・プラ・布・ゴム・鉄筋・シートを優先して除去することが示されている





破砕・圧縮分科会

オンラインセミナー
ＪＸ金属グループの LiB リサイクルへの取り組み

中間処理委員会 破砕・圧縮分科会（二木玲子 リーダー）は、令和 8 年 7 月 13 日㈪にオンラインセミナーを開催し 91 名が参加しました。以下、オンラインセミナーの概要を報告します。　　（株式会社 都市環境エンジニアリング　山口 勝幸 記）

「ＪＸ金属グループの LiB リサイクルへの取り組み」

本講演では、JX 金属サーキュラーソリューションズ株式会社リチウムイオン電池リサイクル事業開発部の長坂勇汰氏より、JX 金属グループの事業概要とリチウムイオン電池（LiB）リサイクルへの取り組みについて紹介があった。

JX 金属グループは、鉱山から金属資源を調達し、精錬・素材化・製品化を行うとともに、使用済み製品から金属を回収して再資源化する「資源循環型」のビジネスモデルを構築している。主力製品にはスマートフォンや半導体に使用される高純度銅箔や半導体材料があり、特に FPC 用圧延銅箔では世界シェア 80％を誇っている。また、大分県の佐賀関製錬所では年間約 45 万トンの銅を生産しているが、そのうち約 28 万トンをリサイクル原料から製造している点が大きな特徴である。

同社は従来からプリント基板や電子機器スクラップなどを回収し、銅や金、銀などの有価金属を再資源化してきた。金については、国内唯一の大規模金鉱山である鹿児島県の菱刈鉱山に匹敵する量を都市鉱山から回収しており、リサイクル事業が国内資源確保に大きく貢献している。

近年、電気自動車（EV）の普及や再生可能エネルギー設備の拡大に伴い、銅やレアメタルの需要は急増している。一方で、鉱山資源の品位低下や採掘条件の悪化により、鉱石由来の供給だけでは将来の需要を満たすことが難しいと予測されている。このため JX 金属グループでは「サステナブルカッパー・ビジョン」を掲げ、鉱石とスクラップを組み合わせた「グリーンハイブリッド製錬」を推進し、2040 年頃にはリサイクル原料比率を大幅に高めることを目標としている。

2024 年 7 月には JX 金属サーキュラーソリューションズ株式会社を設立した。同社は JX 金属と三菱商事が共同出資し、リサイクル原料の回収ネットワーク拡大と資源循環の高度化を担っている。

リチウムイオン電池リサイクル事業では、最終的に EV 用電池からニッケル、コバルト、リチウムを回収し、再び車載電池の原料として供給する「Battery to Battery」の循環型モデルの実現を目指している。現在は EV 電池の廃棄量がまだ少ないため、スマートフォン、パソコン、モバイルバッテリーなどに使われる小型 LiB を主な処理対象としている。





（上）講師の長坂 氏
（左）開催風景

リチウムイオン電池は高性能である一方、残留電力による発火リスクや、電解液中の有害成分による環境リスクを抱えている。近年、廃棄物収集車や清掃工場での火災事故が全国的に増加しており、適正な回収・リサイクルの重要性が高まっている。また、LiB に含まれるニッケル、コバルト、リチウムは重要鉱物に指定されており、特定国への依存度が高いため、資源安全保障の観点からも国内循環が求められている。

同社の敦賀事業所では、回収した LiB を熱処理・破砕・選別した後、「ブラックマス」と呼ばれる粉末原料を製造する。さらに湿式製錬工程でニッケル、コバルト、リチウムを抽出し、電池材料メーカーが利用可能な硫酸ニッケルや硫酸コバルトなどの化合物として再生している。現在は新たな設備投資も進めており、2027 年には処理能力を大幅に増強する計画である。

また、欧州では「欧州電池規則」により、電池へのリサイクル材利用やリチウム回収率の向上が義務化される方向にあり、JX 金属グループでもリチウム回収率向上に向けた技術開発を進めている。

講演後の質疑応答では、LiB 保管時の安全対策についても説明があった。同社では、回収した電池を水に入れたドラム缶に保管・輸送する方法を採用している。水中で保管することで発熱や発火リスクを低減できるためである。回収対象は主にリチウムイオン電池とニッケル水素電池であり、回収条件や買取条件は発生量や地域によって個別相談としている。

長坂氏は、今後 EV 普及に伴い使用済み電池の発生量が急増することを見据え、自治体やリサイクル事業者との連携を強化しながら、安全かつ効率的な資源循環システムの構築を進めていきたいと述べ、講演を締めくくった。

施設見学会
～山梨県庁「やまなし県有林Ｊ－クレジット」の先進的な取組など～
「カーボンクレジットを学んで感じた、これからの廃棄物業界」

収集運搬委員会（新川 研 委員長）では、令和 8 年 7 月 24 日㈭に、山梨県庁において、詳細な資料により、「Ｊ - クレジット制度の概要」、「活用事例」、県有林の適切な森林管理による CO_2 吸収量をクレジット化する「やまなし県有林Ｊ - クレジット」の取組の説明を受けた。当日は、県有林課の岸田副主査の司会進行により、穴井課長の挨拶後、担当者の辻野課長補佐からの説明・質疑応答、ディスカッションという流れで開催された。

本稿では、見学会の説明を受けての感想を記事とした。

（日本サニテイション株式会社　植田 健 記）

「CO_2 への対応ができない会社とは、取引できません」

そんな時代が、思っているより早く我々の業界にもやってくるかもしれない。

今回、山梨県にて森林由来のＪ - クレジットを中心に、カーボンクレジットの仕組みや市場の現状について学ぶ機会をいただいた。

正直に言えば、私自身も今回の研修に参加するまでは、カーボンクレジットについて分かっているようで、分かっていない部分が多かった。

CO_2 という目に見えないものに価格がつき、それが市場で売買される。

「では、その価格は誰が、何を基準に決めているのか？」

「森林が CO_2 を吸収したことを、どうやって測るのか？」

「そもそも我々のような廃棄物処理・収集運搬業者にも関係するのか？」

そんな疑問を持ちながら話を聞いていたが、研修が終わる頃には考えが変わっていた。

これは環境問題だけの話ではない。近い将来、我々の商売そのものに関わってくる話だ。

現在、Ｊ - クレジットには森林、省エネ、再エネなど様々な種類があり、価格もそれぞれ異なる。中でも森林由来のクレジットが興味深かった。単純な CO_2 吸収量だけではなく、「どこの森林を守るのか」「購入したお金が何に使われるのか」というストーリーそのものが価値になるからである。

山梨県の場合、県有林という大きな財産があり、森林の所有者や境界、整備履歴が明確である。これは森林由来クレジットを創出するうえで非常に大きな強みだという。一方、民有林の中には所有者が分からない、境界が分からない、過去の整備履歴を追えないといった問題があり、木があるからすぐクレジットを作れるという単純な話ではないこともよく分かった。

そして私が今回最も考えさせられたのが、我々廃棄物業界との関係である。

収集運搬業は、トラックを走らせて初めて成り立つ仕事である。当然、走れば燃料を使い、CO_2 を排出する。EV トラックなどへの転換も考えられるが、車両価格や航続距離、充電設備などを考えると、すべてを短期間で置き換えることは現実的ではない。

しかし一方で、世の中は確実に脱炭素へ向かっている。特に大手企業では Scope3 や科学的根拠に基づく温室効果ガス削減目標である SBT への対応が進み、自社だけではなくサプライチェーン全体の CO_2 排出量を把握し、削減していこうという動きが広がっている。

つまり、大手企業と取引する我々のような事業者にも、いずれ CO_2 排出量や削減への取組を求められる可能性が高い。

法律で義務化されていなくても、「対応できなければ取引できない」となれば、それは事実上の義務化と同じである。

そう考えると、カーボンクレジットは一部の大企業だけの話ではない。むしろ我々のように、事業活動上どうしても CO_2 排出をゼロにできない業界ほど、早くから制度を理解しておく必要があるのではないかと思う。

ただし、排出した分だけクレジットを買えばよいという話でもない。今回の研修でも、安さだけではなく「質の良いクレジット」、つまり企業が購入理由をきちんと説明できるものを選ぶことの重要性が話題となった。

グリーンウォッシュという言葉があるように、本業で削減努力をせず、お金だけで環境対応を済ませたと思われては本末転倒である。



開催風景







（上列左から）
岸田副主査
穴井課長

（左）
辻野課長補佐

だからこそ、まず自分たちの排出量を知り、自分たちで減らせるものは減らす。そのうえで、どうしても削減できない部分についてクレジットを活用する。この順番が大切なのだと思う。

そして、ここには廃棄物業界としての可能性も感じている。

一社で対応することが難しければ、組合や協会という単位で考えることもできる。クレジットを共同で購入する、あるいは業界として新たなクレジットを創出する。そんな発想もこれから必要になるかもしれない。

カーボンクレジットはまだ分かりにくい制度であり、これから変化していく部分も多い。しかし、「分からないからまだいい」ではなく、今のうちから知っておくことが大切だと思う。

廃棄物業界は、もともと環境を守ることを仕事にしてきた業界である。

だからこそ脱炭素という新しい時代においても、「対応を求められる側」で終わるのではなく、**環境産業として一歩先を行く側になれるのではないか。**

今回の研修は、その可能性を改めて考える非常に良い機会となった。

P.S.　弊社では早速 FSC 認証のクリアファイルを作ることにしました。

令和８年度から

東京都第一種フロン類充塡回収業者技術力認定制度が始まりました！

東京都では、フロン類の排出削減を推進するため、令和８年５月に「東京都第一種フロン類充塡回収業者技術力認定制度」を創設し、現在、認定申請を受け付けています。

本制度は、第一種フロン類充塡回収業者の技術力や取組を東京都が認定することで、フロン類の適正回収を促進するとともに、事業者の技術力向上につなげることを目的としています。

■ フロン類の適正回収がますます重要に

フロン類は、業務用エアコンや冷蔵・冷凍機器などに使用される冷媒です。このうち、現在広く使用されている HFC（ハイドロフルオロカーボン）はオゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の数百倍から一万倍を超える高い温室効果を持つ物質とされています。

そのため、機器の使用時における漏えい防止はもちろん、廃棄時における確実な回収が重要な課題となっています。

国内ではフロン排出抑制法に基づき、機器の廃棄時におけるフロン類の回収が義務付けられていますが、国の調査によると、機器廃棄時の回収率は依然として４割程度にとどまっている状況です。

■ 技術力向上と回収率向上に向けた新たな取組

東京都には約 4,800 者の第一種フロン類充塡回収業者が登録されています。

一方で、回収作業の経験や保有する知識、技術力には差があり、回収率向上のためには、業界全体の技術力向上が重要です。

そこで東京都では、法令遵守はもとより、回収技術の向上や人材育成などに積極的に取り組む事業者を認定し、その取組を「見える化」するため、本制度を創設しました。

■ 認定制度の概要

〇認定対象

東京都知事の登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者

〇評価内容

認定に当たっては、法令遵守状況を確認するほか、次のような取組を評価します。

- 回収作業の改善や技術向上に関する取組
- 従業員教育や人材確保に関する取組
- 業界発展や環境保全に資する社会貢献活動

〇認定区分

認定区分は次の２段階です。

- S ランク（Supreme）
- A ランク（Advanced）

一定の基準を満たした事業者を東京都が認定します。

【認定ロゴマークと「認定のイメージ」は次ページ】

■ 認定を受けるメリット

認定事業者は、東京都ホームページ等で事業者名や認定ランクが公表されます。

また、認定ロゴマークを名刺やホームページ、会社案内等で活用することができ、自社の技術力や取組を対外的にアピールすることが可能です。

近年、脱炭素化や環境配慮への対応が社会的に求められる中、発注者や機器所有者においても、適正なフロン回収を行う充塡回収業者の活用ニーズが高まっています。

本制度は、自社の信頼性や専門性を客観的に示すことができる制度として活用いただけます。

認定ロゴマーク

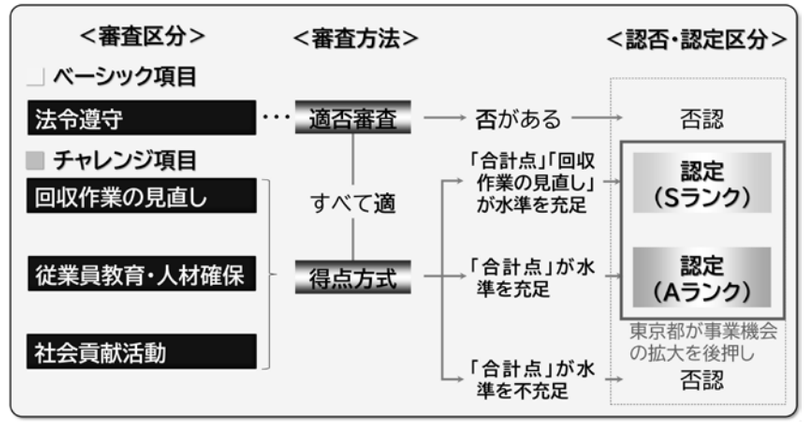


S ランク（地色：金）



A ランク（地色：銀）

認定のイメージ



■ぜひ認定取得をご検討ください

東京都では、フロン類の排出削減目標の達成に向け、「機器使用時の漏えい防止」と「機器廃棄時の確実な回収」の両輪で取組を進めています。

その中で、第一種フロン類充塡回収業者の皆様は、フロン類排出削減の最前線を担う重要な存在です。

本制度を通じて、日頃の取組や技術力を広く発信するとともに、業界全体の更なる技術力向上につなげていきたいと考えています。

第一種フロン類充塡回収業者の皆様におかれましては、この機会にぜひ認定申請をご検討ください。

■制度詳細・申請方法

東京都第一種フロン類充塡回収業者技術力認定制度の詳細や申請様式については、東京都環境局ホームページをご確認ください。

〇申請の時期（令和８年度）

令和８年１２月２５日まで（随時受付）

〇申請方法

申請書類等を添えて、電子メール・郵送の方法により申請してください。

〇申請先

特定非営利活動法人ＮＰＯ環境持続建築（受託事業者）

メールアドレス：shinsei@e4.gmobb.jp

郵送先：〒 107-0052　東京都港区赤坂 2-14-13　シャトレ赤坂 202

〇申請手数料

無料

東京都環境局ホームページはコチラ→

Tokyo CoolBiz　HTT Tokyo Tokyo

令和８年７月29日
環　境　局

廃棄物の中間処理・積替保管施設をお持ちの事業者・区市町村の皆様へ

リチウムイオン電池火災対策を、都が支援します
(電池検知機・火災検知機等の導入補助事業)

廃棄物に混入したリチウムイオン電池が、廃棄物の処理施設で発火し、罹災施設が長期間の休止を強いられる事案が生じる等、廃棄物の適正処理に重大な影響を及ぼしています。

このたび都は、廃棄物の処理施設等にリチウムイオン電池を検知する機器等を導入する事業者等に対して、その経費の一部を補助する事業を実施しますので、お知らせします。

1　産業廃棄物を処理する施設

（1）補助対象者

① 都内で産業廃棄物の処分を業として行う者又は産業廃棄物の収集・運搬を業として行う者

② 都内に中間処理施設又は積替保管施設を設置している者

（2）補助内容

大企業　　：補助率　1／2　補助上限額 2,000 万円
中小企業者等：補助率　2／3　補助上限額 2,700 万円

2　一般廃棄物を処理する施設

（1）補助対象者

区市町村又は一部事務組合　※リチウムイオン電池の収集方法等、取組に関する要件あり

（2）補助内容

補助率　1／2　補助上限額 2,000 万円

3　申請受付期間

日程が確定次第、改めてお知らせいたします。
事業の実施要綱は、環境局ホームページ
（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/lithiumhojo）を
ご確認ください。

本件は、「2050 東京戦略」を推進する取組です。
戦略２０　ゼロエミッション「サーキュラーエコノミーへの移行」

2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～

【問合せ先】　環境局資源循環推進部

○産業廃棄物を処理する施設への設置について
産業廃棄物対策課　電話 03-5388-3586

○一般廃棄物を処理する施設への設置について
一般廃棄物対策課　電話 03-5388-3581

■ リチウムイオン電池火災対策を、都が支援します
（電池検知機・火災検知機等の導入補助事業） はコチラから→

「リチウムイオン電池等に関する特設サイト」開設

環境省の「リチウムイオン電池等に関する特設サイト」では、廃棄物処理施設や収集運搬車両で多発するリチウムイオン電池起因の火災事故防止に向け、様々なコンテンツを発信しています。

サイト内では、火災事故の現状や原因分析のほか、リチウムイオン電池を含む製品が原因で発生した火災事故を取材した啓発動画（協力:高俊興業㈱）も紹介されています。また、啓発キャラクター『たぬも』（かちかち山に着想を得て、たぬきの背負っているリチウムイオン電池が発火しないよう、表示を確認しルールに従って自治体や業者に処分を「たぬも（頼も）う！」という意味が込められたキャラクター）をはじめとするポスター・チラシ等のダウンロード素材も充実しています。

排出事業者への適正処分の周知や、自社処理施設における安全管理・事故防止対策の啓発ツールとして、ぜひ本サイトをご活用ください。

環境省「リチウムイオン電池等に関する特設サイト」より
☞ https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html



「LiB パートナー」として認定された自治体・事業者等の一覧と火災事故防止につながる取組事例を掲載
「LiB パートナー」への参加申請もこちらから
＊会員企業の皆様も参加されています＊



© 環境省

環境省リチウムイオン電池
火災防止啓発キャラクター
「たぬも」

こちらの QR コードからアクセスできます→

「下請法」は「取適法」へ
（取適法特設サイト開設）

「下請法」が改正され、2026 年（令和 8 年）1 月 1 日から「中小受託取引適正化法（取適法）」に変わりました。

その背景には、近年の急激な物価上昇と、これを上回る賃上げの実現という政府の目標があります。賃上げの原資となる価格転嫁を定着させるためには、受注者に負担を押し付けるような商慣習を一掃し、取引の適正化を進める必要があるためとされています。（参考：政府広報オンライン）

取適法特設サイトが開設され、改正のポイントが分かりやすく解説されていますので、ぜひご確認ください。

公正取引委員会「取適法特設サイト」より
☞ https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/



CHECK POINT 法改正に伴い名称変更・用語の見直しも！

下請法→中小受託取引適正化法（取適法）　親事業者→委託事業者
下請振興法→受託中小企業振興法（振興法）　下請事業者→中小受託事業者

■取適法特設サイトはコチラから→

■公正取引委員会＞中小受託取引適正化法（取適法）関係（各種資料をダウンロードできます）
←コチラから

新入会員紹介

ツネイシカムテックス陸運 株式会社

代表取締役社長　**原 田 修 一**

東京都知事　　産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く。）
〔 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令１３号物（コンクリート固化物を含む。）
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）〕

東京都知事　　特別管理産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く。）
〔① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
② 廃酸（pH2.0 以下のもの）
③ 廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）
④ 特定有害産業廃棄物　ｱ. 廃水銀等　ｲ. 廃石綿等　ｳ. 金属等を含む廃棄物（別表省略）〕

〒720-0313　広島県福山市沼隈町常石１０８３番地
☎ ０８４（９５４）５８０３

株式会社 レックスホールディングス

代表取締役　**田 中 靖 訓**

賛助会員　業種グループ：環境産業

〒542-0081　大阪府大阪市中央区南船場１－３－９
☎ ０３（３５４８）８２４４

女性部だより

全国産業資源循環連合会女性部協議会
第１回意見交換会開催

公益社団法人 全国産業資源循環連合会女性部協議会（二木玲子 会長、以下「全国女性部協議会」）は、令和 8 年 7 月 21 日㈫ 16 時から、環境省第一会議室において、全国 20 都県で活動する全国女性部協議会の会員と環境省職員による「第 1 回意見交換会」を開催しました。

当日は、環境省から 16 名、全国女性部協議会から 30 名（うち東京都産業資源循環協会女性部 14 名）が参加しました。資源循環の現場を日々支える女性リーダーと、日本の環境政策を担う行政関係者が一堂に会し、これからの資源循環産業のあり方について、活発な意見交換を行いました。　　（株式会社ハチオウ　大野 晶子　記）



環境省の皆様と参加者一同

会の冒頭、全国女性部協議会の二木会長から、組織設立の歩みが紹介されました。平成 12 年（2000 年）に東京都産業廃棄物協会で誕生した女性委員会は、令和 4 年（2022 年）に 13 都県による有志の活動へと発展し、現在では 20 都県にまで広がっています。

私たちが目指しているのは、女性だけでなく、障がいのある方や外国人など、誰もが自分らしく、誇りを持って働ける、多様性に富んだ温かい職場環境をつくることです。

これに対し、環境省の角倉一郎 環境再生・資源循環局長（当時）は、資源循環産業を「日本経済の発展に欠かせない、静脈産業の最前線」と力強く評価されました。循環経済への移行が国の重要戦略となる中、資源循環産業こそが経済の「ど真ん中」を担う存在であるとの言葉は、未来を切り拓こうとする私たちにとって、大きな励みとなりました。

「この産業を、若者が憧れるすてきな仕事にしていきましょう」環境省からの温かいエールは、参加者にとって心強いメッセージとなりました。



意見交換会の様子

● 第 1 部

第 1 部の勉強会では、「資源循環の促進に関する最新の政策動向」や、食品ロス・生ごみ、災害対応などの個別テーマについて、環境省の担当者 4 名から説明がありました。

廃棄物処理法の改正に伴うスクラップヤード規制の強化をはじめ、食品ロス削減対策、地方自治体による食品リサイクルの取組の促進、能登半島地震の経験を踏まえた災害廃棄物処理計画のあり方など、さまざまな課題に一つひとつ取り組んでいることが紹介されました。

特に、同年 4 月に開催された全国女性部協議会の施設研修会において、石川県協会から報告された、国からの支払いの遅れによる事業資金の逼迫という課題についても説明がありました。今後は、専門的な支援機関である JESCO が国の事業の一部を担い、自治体を支援していく方針が示され、現場から寄せられた声や教訓が政策に生かされていることを実感しました。

また、人材確保やリチウムイオン電池による火災事故の防止についても、活発な意見交換が行われました。外国人材に関する新たな「特定技能制度」や「育成就労制度」、業務の質と効率を高めるDX 化について説明があったほか、「環境省 リチウムイオン電池等に関する特設サイト」についても紹介されました。特に、リチウムイオン電池が原因となった火災後の現場を撮影した YouTube 動画について、ぜひ多くの方に見てほしいとの呼びかけがありました。（特設サイトについては、本誌 13 ページに掲載）

● 第 2 部

第２部では、女性限定の交流会として、「環境省における女性活躍及び働きやすさの向上に関する取組」の事例紹介や、各社の働き方改革についての座談会が行われました。

「循環型社会を支えるのは、そこで働く私たち自身である」という考えのもと、仕事と育児を両立するための取組、最新の遠隔操作技術を活用して身体的負担を軽減する工夫、組織風土の変革を推進する DX アンバサダーの活動など、女性リーダーによる実践的な知恵や事例が次々と紹介されました。

「許認可などの行政手続きをデジタル化してほしい」「法改正に伴って事務負担が増えているため、手続きの簡素化を進めてほしい」といった現場からの切実

な声に対しても、環境省の皆様は真摯に耳を傾けてくださいました。

❀　❀　❀

今回の意見交換会は、一度きりの取組ではなく、これからの未来に向けた「はじめの一歩」です。行政と業界が連携し、持続可能な循環型社会の実現に向けて、今後も継続して意見交換の機会を設けていくことを確認しました。

未来に向けた歩みは、まだ始まったばかりです。これからも行政と業界が手を取り合い、一歩ずつ、より良い未来を築いていきたいと思います。

表紙の言葉

●今月の写真：［防災公園］篠崎（しのざき）公園（江戸川区）

篠崎公園は、千葉県との境を流れる江戸川の堤防に隣接する公園です。広大な敷地は道路を挟んでＡ地区・Ｂ地区に分かれており、緑豊かな芝の広場や樹林地が広がっています。野球場やテニスコートなどのスポーツ施設が充実しているほか、「和風広場」には城跡を模して作られた石垣やお堀があり、その上に遊具が設置されていて子どもたちに大人気です。春にはお花見、夏には隣接する江戸川河川敷で「江戸川区花火大会」が開催されることでも有名です。



「和風広場」まるで城跡のようなたたずまい

表紙写真はメタセコイアの並木です。初めは鮮やかな黄色（黄葉）になり、次第に深みのあるレンガ色や茶褐色（紅葉・褐葉）へと変わります。黄葉にはまだ早いのですが、秋の訪れを感じていただければと思います。

なお、現在は公園の河川敷側が工事中となっているため、園内マップをご確認のうえお出かけください。



●参照：（公財）東京都公園協会HPほか
●撮影者：塩沢 美樹（機関誌編集担当）

所在地：　江戸川区上篠崎一・四・八丁目、篠崎町六・七・八丁目、西篠崎一・二丁目、谷河内二丁目、南篠崎町四丁目、鹿骨町
アクセス：　JR 総武線「小岩」から京成バスにて「公園入口」下車ほか

理事会・委員会報告

医療廃棄物委員会（五十嵐 委員長）

開催日時： 8 月 6 日㈭ 15 時 30 分～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 11 名

議題及び内容：

① 9 月 11 日に開催される、一都二県医療廃棄物合同懇談会（東京・神奈川・静岡の協会）について準備を行った。

② 今後のスケジュールについて確認し、11 月に委員会を追加開催することとした。

③ 関東地域協議会の医療廃棄物部会へ、五十嵐委員長が運営委員として推薦される旨の報告があった。

次回開催日： 9月11日㈮ 14時～　一都二県医療廃棄物合同懇談会

広　告　主　募　集

広告主様を募集しています

本誌「とうきょうさんぱい」への広告掲載を希望される協会員様を募集します。

【条件】① 広告主は協会正会員または賛助会員とします。
② B5 版 1 ページ（コート紙）カラー表示となります。
③ 広告原稿はデータでご提供いただきます。

※ 広告料金、掲載期間、データ形式等その他詳細につきましては協会事務局までお問い合わせください。

お問合せ

一般社団法人 東京都産業資源循環協会事務局　担当：中澤
〒 101-0047　東京都千代田区内神田 1-9-13　柿沼ビル 7 階
TEL０３（５２８３）５４５５　E-mail：info@tosankyo.or.jp

労務相談



社会保険労務士
今 井 正 美

同一労働同一賃金ガイドライン等の改正について

Q **同一労働同一賃金に係るガイドラインが今年 10 月より改正されると聞いています。同一労働同一賃金とは、正社員とパート・アルバイトや有期雇用社員との不合理な待遇差を無くすための制度との認識ですが、具体的にどのような考え方なのでしょうか。また、社内には有期雇用の外国籍社員もおり、この社員も本ガイドラインの対象になるのでしょうか。**

A

1 同一労働同一賃金に係る法令等の主な改正内容について

同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇差の解消を図る（いわゆる「同一労働同一賃金」）のため、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（通称「パートタイム・有期雇用労働法」）が 2021 年 4 月に全面施行となっています。以降、同一労働同一賃金に係る最高裁ほかの重要な判決が相次ぎ、これまでの同一労働同一賃金ガイドラインではこの判決内容を十分反映しきれていないため、裁判例との乖離の解消という意味でも見直しが行われ、パートタイム・有期雇用労働法の省令（施行規則：下記（2）①）と告示（指針・ガイドライン：下記**2**）が改正され、令和 8 年 10 月 1 日に施行となりました。

「同一労働同一賃金特集」（厚生労働省 QR コード）参照

雇用形態		雇用期間	勤務時間
正社員	正規	無期雇用	フルタイム（短時間正社員を除く）
パート・アルバイト社員	非正規	無期又は有期	フルタイム若しくはパートタイム
契約社員	非正規	有期雇用	フルタイム若しくはパートタイム
嘱託社員	非正規	有期雇用	フルタイム若しくはパートタイム

※「パートタイム・有期雇用労働法」（以下「法」という。）では、「有期雇用労働者」など「労働者」という用語を使用していますが、本文では正社員との比較で「労働者」を「社員」という用語で使用いたします。

(1) 均衡・均等待遇の確保（法の主要部分）

① 法第 8 条「均衡待遇」（不合理な待遇差の禁止）

待遇ごとに、その性質・目的に照らして、職務内容（業務の内容＋責任の程度）、職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）、その他の事情のうち適切と認められる事情を考慮して、不合理な待遇差を禁止している。

② 法第 9 条「均等待遇」（差別的取扱いの禁止）

職務内容（業務の内容＋責任の程度）、職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）が同じ場合は、非正規雇用社員であることを理由とした差別的取扱いを禁止している。

※ どのような待遇差が不合理と考えられるか等については、**2**の「同一労働同一賃金ガイドライン」で示している。

(2) 労働条件の文書交付と説明義務

「改正後モデル労働条件通知書」こちらの QR コードから→

① 法第 6 条「労働条件に関する文書の交付等」（労働条件通知書等の交付）

雇い入れ時に、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「相談窓口」、さらに**法施行規則の改正により令和 8 年 10 月 1 日から追加された「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる。」**旨の明示に関する事項について、文書の交付など（非正規雇用社員が希望した場合は FAX や電子メールなどでも可）により、速やかに明示することを事業主に義務付けている。

なお、労働条件の明示については、非正規雇用社員に対する上記（1）①の内容のほか、全ての労働者との労働契約の締結に際して、「契約期間」、「有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合はその上限）」、「仕事をする場所と仕事の内容（変更の範囲を含む）」等を事業主に義務付けている。

② 法第 14 条第 1 項「事業主が講ずる措置の内容等の説明」

待遇の相違の内容等を説明するにあたっては、「資料を活用し、口頭により

説明する方法」又は「説明すべき事項を全て記載した非正規雇用社員が容易に理解できる内容の資料を交付する等の方法」によるものとすること。また、資料を活用し、口頭により説明する場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいこと。さらに、交付することが困難な場合であっても、非正規雇用社員から事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするように努めるものとする。（雇用管理指針第３の５⑷）

③ 法第 14 条第 2 項「待遇に関する説明義務」

非正規雇用社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができ、事業主は、非正規雇用社員から求めがあった場合は、説明をしなければならない。説明の求めがない場合であっても、労働契約更新の際等に待遇の相違の内容等について容易に理解できる内容の資料を交付することや、待遇の相違の内容等について説明を求めることができることを周知すること等が望ましい。（雇用管理指針第３の５⑸）

なお、説明を十分に行わなかったと認められる場合や、事業主が待遇の体系に係る議論において非正規雇用社員の意向を十分に考慮せず、一方的にその待遇を決定した場合には、当該事実も法第８条におけるその他の事情に含まれて、待遇の相違が不合理と認められることを基礎付ける事情として考慮されうる。

④ 法第 14 条第 3 項「解雇等の不利益取扱いの禁止」

非正規雇用社員が説明を求めたことを理由として、解雇等の不利益取扱いをすることを禁止している。

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）の改正

同一労働同一賃金ガイドライン（指針）では、同一企業内の正社員と非正規雇用社員との間で、基本給や各種手当、福利厚生などの待遇について、就業規則（賃金規定）等に規定されている各待遇の主旨や目的に照らして不合理と認められる相違があってはならないとしている。

どのような待遇差が不合理になるのかについて、改正ガイドラインでは、以下の項目について、新規の追加や記載の充実等の見直し（詳細は「同一労働同一賃金特集」QR コード［本誌 20 ページ］参照）が行われている。待遇に相違がある場合は、待遇の項目ごとにその性質・目的に照らし、業務の内容や責任の程度、人材活用の仕組みの違い等による待遇の違いについて、合理的な理由の説明が必要になる。

⑴ 新規追加・記載充実の項目

① 賞与【記載の充実】・退職手当【新規追加】

賞与・退職手当の性質・目的として、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な性質・目的が含まれる。これらの性質・目的が妥当するにもかかわらず、非正規雇用社員に対し、正社員との間の職務の内容等の相違に応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められるものに当たりうることに留意

② 無事故手当【新規追加】

正社員と業務の内容が同一の非正規雇用社員には、正社員と同一の無事故手当を支給

③ 家族手当【新規追加】

労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる非正規雇用社員には、正社員と同一の家族手当を支給

④ 住宅手当【新規追加】

住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるものについて、正社員と同一の転居を伴う配置の変更がある非正規雇用社員には、正社員と同一の住宅手当を支給

⑤ 病気休職・休暇【記載の充実】

労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる非正規雇用社員にも、正社員と同一の病気休職・休暇（療養への専念を目的とした休暇に限る）期間に係る給与を保障

⑥ 夏季冬季休暇【新規追加】

非正規雇用社員にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与

⑦ 褒賞【新規追加】

褒賞であって、一定の期間勤続した社員に付与するものについて、正社員と同一の期間勤続した非正規雇用社員には、通常の労働者と同一の褒賞を付与

⑵ 正社員の労働条件の不利益変更の取り扱い

事業主が正社員と非正規雇用社員との間の待遇差を解消をしようとする場合に、パートタイム・有期雇用労働法の目的に鑑みれば、正社員の労働条件を不利益に変更することなく、非正規雇用社員の労働条件の改善を図ることが求められる旨を明確化している。

(3) 定年後に継続雇用された有期雇用社員の取扱い

定年後に継続雇用された有期雇用社員については、待遇差が不合理であるか否かの判断に当たり法第８条の「その他の事情」として考慮されうるものであり、様々な事情が総合的に考慮されて、待遇差が不合理であるか否かが判断されるので、定年後に継続雇用された者であることのみをもって直ちに待遇差が不合理ではないと認められるものではない。

(4) 有期雇用から無期雇用に転換した「フルタイム無期労働者」について

労働契約法 18 条による無期転換ルールが平成 30 年から本格運用されて以降、有期から無期に転換した「フルタイム無期労働者」が各企業で増えている。多くの場合、無期転換後も処遇は有期雇用時代のまま据え置かれ、正社員との間に基本給・賞与・諸手当に待遇差が残っている。現行の法８条・９条の均衡・均等待遇規程では、「フルタイム無期労働者」は適用対象外だが、労働契約は均衡を考慮しつつ締結すべきものであり、この均衡の考慮にあたっては、ガイドラインの趣旨を考慮すべきであることに留意する必要がある旨を記載している。

(5) キャリアアップ助成金等の支援策（右 QR コード参照）

3 外国人社員に対する雇用管理上の留意点

労働施策総合推進法に基づく「外国人雇用管理指針」では、外国人を雇用する事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理などについて以下の内容が示されています。

(1) 労働関係法令及び社会保険関係法令上の義務として遵守すべき事項

(2) 雇用管理の改善のために努めるべき事項

① 賃金、労働時間等主要な労働条件等について、母国語等、外国人が理解できる方法で明示・説明するよう努める。

② 労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人が理解できる方法で行うよう努める。

③ 労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、外国人が理解できる用法により周知に努める。

④ 社内規程等の多言語化など、職場における円滑なコミュニケーションのための環境整備に努める。

⑤ 外国人社員の苦情や相談を受け付ける窓口の設置など、生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努める。ほか

(3)「パートタイム・有期雇用労働法」への対応

非正規雇用の外国人社員は適用対象になる。（労働基準法第３条「国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」）

① 均衡・均等待遇の確保（法第８条・第９条関係）への対応

在留資格で活動内容や在留期間などの制限を受ける活動資格では、従事させることができる職務内容等が限定されており、業務の内容や責任の程度、人材活用の仕組みの違い等による正社員との待遇の相違について、合理的な理由を説明しやすいと思われる。

② 労働条件の文書交付と説明義務（法第６条・第 14 条関係）への対応

英語や母国語等による資料提示や説明も求められる。

- 外国人労働者向けモデル労働条件通知書（英語ほか７か国の母国語）の作成・説明
- 外国人労働者向けモデル就業規則（やさしい日本語版、外国語版（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語））の作成・説明
- 労務管理に役立つ多言語用語集（やさしい日本語を含む 15 か国）の活用

※「外国人を雇用する上でのルール」（厚生労働省 QR コード参照）

「外国人を雇用する上でのルール」
こちらの QR コードから→

Tea Break

母との旅行

親孝行をしたいと思い、母を伊豆半島の川奈ホテルに二泊三日の旅行に連れて行ったことがある。もうあれから 13 年が経過した。川奈ホテルは小学生の時に、毎年父が夏休みの家族旅行で行っていたところで思い出深いからだ。もっとも父は友人とゴルフに興じていたので、母、妹、私の 3 名はホテル内のプールや伊豆半島内で過ごしたものだ。

老舗のホテルで、2013 年に母たちを連れて行った時も、時代を感じさせる洋館であった。大きな芝生の庭、2m の深さのあるプールに 5m の飛び込み台、レストランでの食事。ゴルフ場越しに見える海。小学生のころと変わらない光景がそこにあった。そうだ、ここに母を連れてきたかったのだと改めて思わされた。

伊豆半島は気候もよく、見どころもたくさんある。シャボテン公園、大室山、伊豆ぐらんぱる公園、熱川バナナワニ園など、小学生の時に連れて行ったもらったところに、大人になっていくのも感慨深くていいものだ。大室山にリフトで登ってお鉢を周回する。母も歩きながら嬉しそうにしているように見えた。あの時の家族の光景が蘇った。

思い返すと前回の伊豆旅行から 13 年経ち、そんな母ももう 80 歳になる。旅行に連れて行ってあげたい。なぜ子供時分や 20 代に親孝行したいともっと思わなかったのか。少し後悔している。

今から行くなら、遠すぎず、歩きすぎず、気候がよく、歴史も感じさせるような場所だろうか。夏の軽井沢、春秋の日光、新幹線で名古屋や大阪はどうだろう。仙台から平泉もいい。それとも沖縄など飛行機でもっと遠くに行くべきだろうか。母の状態がよければ海外に連れていけないか？皆さんも親御さんをお連れしてよかったところがあれば、ぜひ教えていただきたい。

父は私が 28 の時に 59 歳で亡くなった。ぽっかり穴があいたようだった。親の大切さに気付いたのはその時だ。母はまだまだ元気である。普段、近くにある実家にはたまに行っている。一緒にご飯を食べて、話をして、孫とトランプをして、楽しそうにしている母を見ているとこちらまで嬉しくなる。

でも旅行は格別だ。早く行こう！



川奈ホテルの庭



大室山頂上のお鉢

協会の主な今後の日程

（令和８年９月９日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
10	2	金	関東地域協議会　災害廃棄物委員会　１５：００～１７：００	（都内会議室）
	5	月	破砕・圧縮分科会　施設見学会	㈱ VOLTA（静岡県）
	7	水	建設廃棄物委員会　四団体合同施設見学会・意見交換会	エッサム神田ホール２号館（千代田区）
	9	金	全産連；青年部協議会 関東ブロック幹事会　１３：００～１７：００	当協会会議室
			収集運搬委員会　エコドライブ研修会　９：００～１６：２０	日野自動車㈱ 羽村工場（羽村市）
	14	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			全産連　；　理事会	
			法制度検討委員会　１５：００～	協会会議室
	15	木	女性部　幹事会　１５：００～	協会会議室
	16	金	多摩支部　講演会　１４：３０～１６：４０	東京たま未来メッセ第２会議室（八王子市）
			青年部　幹事会　１５：００～	協会会議室
	19	月	中間処理委員会　助成金勉強会（オンライン）１５：００～１７：００	協会会議室
	22	木	安全衛生推進委員会 東京労働局との合同安全衛生パトロール　１３：００～	会員企業（江東区）
	27	火	関東地域協議会　事務責任者会議　１０：３０～１２：００	協会会議室
11	2	月	医療廃棄物委員会　１５：３０～	協会会議室
	4	水	新入会員と協会役員との懇談会　１３：００～	協会会議室
	10	火	安全衛生推進委員会　１５：００～	協会会議室
	11	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			総務委員会　１４：００～	協会会議室
			第１１１回理事会　１５：００～	協会会議室
	12	木	青年部　幹事会　１５：００～	協会会議室
	13	金	第７７回関東地域協議会	宇都宮東武ホテルグランデ（栃木県宇都宮市）
	17	火	収集運搬委員会　１５：００～	協会会議室
	18	水	人材確保プロジェクト 「若手社員のためのスーパーエコタウン研修会〈第４回〉」 「会員企業人事担当者とキャリアセンター等の就職支援担当者との意見交換会〈第２回〉」	東京スーパーエコタウン（大田区城南島）
	19	木	女性部　幹事会　１３：００～	協会会議室
	20	金	全産連；青年部協議会 関東ブロック幹事会　１３：００～１７：００	当協会会議室
	26	木	国内処理施設見学研修会	（鹿児島県）
	27	金	第2回「資源循環と環境を考える全国大会」	（鹿児島県）

事務局だより

令和８年熊本地震及び各地の豪雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。復旧に向けご尽力されていることと拝察いたします。同じような水災や、首都直下型地震においては、今後 30 年以内に必ず起こると言われています。大規模災害発生に備え、都内の復旧体制の構築を進めております。

災害発生時に被災地の早期復旧を進めるためには、行政の力だけでは到底不可能で、会員の皆さまの機動力とお力添えが不可欠となります。そこで、災害時における初動対応能力を再度把握したいため、令和６年に続き「災害時支援機材・施設等調査」を行うこととなりました。

地域による被災状況や、通常業務を行いながら支援を出していただくことは極めて困難なことと存じますが、甚大な被害が出た際、運搬車両や施設が稼働できる状態であれば、一刻も早く復旧に向けて動くためにも、会員の皆様一社ごとの少しずつのサポートが大きな力となります。「近隣エリアであれば対応できる」「重機だけ」「平ボディであれば」など、少しでもご協力をいただけますと幸甚に存じます。

アンケートがお手元に届きましたら、前回に続き必ずご回答いただけますようお願い申し上げます。

編集後記

今号では、先の総会で副会長を退任された赤石相談役のご挨拶に始まります。「循環経済への移行は、静脈産業だけではなく全産業におけるカーボンニュートラル実現への重要な取組」という言葉は、業界の未来を象徴する一節です。続いて、建設汚泥・再生砕石分科会の R-PLUS 見学、破砕・圧縮分科会による LiB リサイクルの最新動向、そして収集運搬委員会による山梨県庁「やまなし県有林Ｊ - クレジット」の先進的な取組を通じたカーボンクレジット研修など、静脈産業がまさに「循環経済のど真ん中」へ歩みを進めていることを実感する内容が続きました。

また、その他の活動からも、技術革新と安全確保の両立に向けた地道な努力が伝わってきます。AI 選別ロボットの導入や LiB 火災対策、フロン類回収の技術力認定制度など、現場の課題に向き合う取組を紹介しています。特に収集運搬委員会の記事では、「CO_2 への対応ができない会社とは、取引できません」という印象的な一文があり、脱炭素が“環境対応”に留まらず、重要な“経営課題”である現実を再認識させられます。

さらに、全国女性部協議会と環境省の意見交換会では、多様な人材が安心して働ける職場づくりや、行政との連携強化に向けた前向きな議論が交わされました。静脈産業が若い世代にとって魅力ある業界となるためのヒントが随所に散りばめられています。

災害対応や安全衛生、法制度、技術革新、人材育成などなど、本号は、協会が担う役割の広さと重さを改めて感じる一冊でした。循環型社会の実現に向け、会員の皆さまとともに歩みを進めていければ幸いです。　（森）

とうきょうさんぱい

第 43 巻 第 7 号 通 巻 第 433 号

令和 8 年 10 月 1 日発行

発 行 人　鈴 木 宏 和
企画・編集　広 報 委 員 会
発　　行　一般社団法人 東京都産業資源循環協会
〒 101 － 0047　東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13 柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）　FAX　03（5283）5592
https://tosankyo.or.jp　E-mail;info@tosankyo.or.jp



身近な

ヒヤリ・ハット事例

Part 206

東京労働局管内の産業廃棄物業種における労働災害発生状況（令和 8 年 1 月～ 6 月累計）

死亡者数	休業 4 日以上の死傷者数
1 名	55 名
協会年間目標数　0 名	前年同月比　＋ 18 名 協会年間目標数 67 名以内

出所：厚生労働省 職場のあんぜんサイトより、労働災害事例→ヒヤリハット事例集
労働災害統計→労働災害発生速報値，「死亡災害報告」による死亡災害発生状況，
「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況

ヒヤリ・ハット事例

フォークリフトでフレコンを積む時フレコンの紐をフォークリフトの爪の前の方に掛けたため、フォークを上げて移動するときに、落ちそうになった。

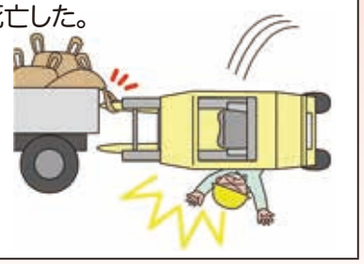
類似事例 1

フレキシブル・コンテナーのはい付け作業中、前進してきたフォークリフトのフォークが体に当たる



類似事例 2

フォークリフトでの積み込み作業中、積み込み先のトラックが前進したため、フォークリフトが横転し死亡した。



※ QR コードが隣接しているため、片方を手や紙などで隠していただくと読み取りやすくなります

出典：厚生労働省　職場のあんぜんサイト「労働災害事例集」「ヒヤリハット事例集」より
類似事例のイラストは同サイトの画像をもとに当協会にて加工して作成
☞ https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/sai_new241220.html　またはコチラ→

第 5 回　安全衛生標語コンクール　優秀賞 受賞作品

気付いたら　すぐに相談　すぐに改善
みんなの意見で安全職場

SAFETY IDEA AWARDS

安全衛生推進委員会の企画

第2回

SAFETY IDEA ♥ 東産協

（セーフティ アイディア とうさんきょう）

安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のために

あなたの会社では安全衛生対策としてどんな取り組みをしていますか？
安全衛生の良いアイディアがあれば取り入れたい、職場の安全を高めたい。
より多くの企業に安全安心な職場環境づくりが促進されることを目的として
昨年よりこの企画がスタートしました。ふるってご応募ください。

SAFETY IDEA（取組事例）の募集

1.取組事例は応募申込書様式（A4一枚）に定められた必要事項を記載することにより応募していただきます。
2.募集テーマは「安全な職場づくり」「企業間連携の労災防止」「エイジフレンドリー」の3つになります。
事例の応募数に限りはありません。一つのテーマで複数応募することも可能です。
3.取組事例の紹介にあたっては写真やイラストを使用することが可能です。
4.特定の個人を判別できる情報を含む事例を応募する場合、あらかじめ本人の同意を得た上でご応募ください。
5.応募いただいた取組事例は2027年1月開催の安全衛生推進大会の会場でポスター展示します。
※展示の際には事業者名を公表させていただきます。
6.優れた取組事例は安全衛生推進大会で内容紹介及び表彰させていただきます。
7.ご応募いただいた作品は後日、協会ホームページ等に掲載させていただく場合がございます。

▼募集テーマ▼

安全な職場づくり	企業間連携	エイジフレンドリー
労働災害防止の取組全般に関するもの	複数の企業の連携による労働災害防止の取組に関するもの	特に高年齢労働者の労働災害防止の取組に関するもの

応募要項

募集期間	2026年9月1日（火）～10月30日（金）
応募対象	当協会の会員企業
応募方法	協会ホームページの会員専用コーナー【募集案内】より応募様式のダウンロードが可能となっております。 作成いただいた取組事例をEメールにてご応募ください。 応募様式：https://tosankyo.or.jp/tsk_menber 応募先：anzen@tosankyo.or.jp

職場の安全 ちょっと 我が社のひと工夫
Safe work 東産協

一般社団法人東京都産業資源循環協会
安全衛生推進委員会

お問い合わせ
TEL. 03-5283-5455
e-mail : anzen@tosankyo.or.jp

PCBの処理期限までの全量廃棄を目指します

PCBに関するあらゆる問題をワンストップで解決していきます

全数調査



選別調査



分析・運搬業務



申請サポート



解体や全数調査時に新たにPCB廃棄物が見つかる事例があります。
調査漏れが不安な方はお気軽にご相談ください。

北九州事業エリアで
処分期間後に発見された
高濃度PCB廃棄物
196件
（令和2年10月末現在）
環境省 http://www.env.go.jp/recycle/poly/confs/tekisei/28pcb.html

KATO 加藤商事株式会社
http://www.katosyoji.tokyo
未来の地球に持続可能な環境を創る企業
本社 〒189-0011 東京都東村山市恩多町1-12-3
TEL：042-392-1001 FAX：042-394-1453
赤坂営業所 〒107-0052 東京都港区赤坂4-4-14未来環境創造ビル1F
TEL：03-6277-7187 FAX：03-6277-7197
一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会（JPTA）会員企業 JPTA

創業65年、人々が安心して生活できる
安全で快適な環境づくりに貢献します



練馬の大地
おいしい作物は元気な土づくりから…
弊社の資源リサイクルセンターにて学校給食残さをリサイクルし、良質の土壌改良材を精製しております。

廃棄物処理	警備
◆一般廃棄物収集運搬 ◆産業廃棄物収集運搬 ◆医療系廃棄物 ◆資源リサイクル	◆施設警備 ◆駐車場管理 ◆交通・雑踏警備
建物清掃	**環境衛生**
◆日常清掃 ◆定期清掃 ◆浄化槽・貯水槽清掃	◆空気環境測定 ◆水質検査 ◆害虫駆除

10870043(08)

IGARASHI 総合ビルメンテナンス
株式会社 五十嵐商会
［本 社］〒177-0032 東京都練馬区谷原6-24-8 TEL03(3922)7547 FAX03(3978)1533
http://www.igarashisyoukai.co.jp 五十嵐商会 検索